

「赤ちゃんの駅」の設置に向けて ～赤ちゃんと一緒に外出できるまちをめざして～

平成22年(2010年)9月7日

箕面市では、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境を整備するため、市内公共施設に授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃんの駅」を設置していきます。

また、「赤ちゃんの駅マップ」を作成・配布したり、分かりやすい案内表示板を設置するほか、ホームページや携帯サイトなどでも紹介して、利用者みなさんに気軽に立ち寄っていただけるようにしていきます。整備費用は9月の定例会市議会に提案しています。

さらに、民間施設に対しても、一定規模以上の施設について、「赤ちゃんの駅」の設置に関する協議を新たに義務付け、全市を挙げて、「子育てしやすい日本一」をめざしまちづくりを進めていきます。

1. 「赤ちゃんの駅」の公共施設への設置

11月末までに、公共施設に授乳・おむつ替えの場「赤ちゃんの駅」を新規に20カ所設置します。

これにより、既に整備済と合わせて、市役所、支所のほか市立病院、生涯学習施設、スポーツ施設、幼稚園、保育所、コミュニティセンターなど市内公共施設計43カ所に「赤ちゃんの駅」ができます。

また、今後新設する公共施設には、「赤ちゃんの駅」を設置します。

整備費用5,806千円は大阪府子育て支援交付金を活用し、9月の定例会市議会に提案しています。



2. 「赤ちゃんの駅マップ」の情報提供

民間施設で、授乳・おむつ替えスペース設置済みの店舗等もありますので、市に登録すれば、目印となる統一した表示板などを設置します。

また、12月に赤ちゃんの駅とそれ以外の地域子育て情報も含めた「赤ちゃんの駅マップ」を作成配布し、みなさんに情報が届くようにしていきます。

さらに、同じ情報をホームページ、携帯サイトでもご覧いただけるようにします。

3. 民間施設への協議の義務付け

現在、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、5,000㎡以上の新設店舗等は、授乳・おむつ替えスペースの設置が義務付けられています。

これに加えて、10月から市の独自基準として、まちづくり推進条例施行規則を改正し、1,000㎡以上の新設店舗等に、子ども部との協議を義務付けます。

4. 今後のスケジュール

10月 1日	箕面市まちづくり条例施行規則改正施行
10月20日～	民間施設からの「赤ちゃんの駅」登録申請受付開始
11月30日	公共施設での「赤ちゃんの駅」整備完了
12月 1日	公共施設・民間施設共通表示板で「赤ちゃんの駅」所在地のお知らせ 「赤ちゃんの駅マップ」作成配布

「赤ちゃんの駅」とは

「赤ちゃんの駅」とは、乳幼児連れの保護者が自由に授乳やおむつ替えが行えるスペースの愛称です。人目を気にせず授乳でき、またおむつ替えができる場を提供します。

「赤ちゃんの駅」には、利用者みなさんが気軽に立ち寄れるよう、目印となる表示版などを目立つ場所に掲示します。



問い合わせ先

子ども部子ども家庭総合支援室子育て応援担当

TEL 072-724-6738 (直通)

FAX 072-721-9907